

ヘルパーステーションふくら愛 重要事項説明書

1 事業者概要

事業者名称	株式会社福蔵 FUKURA
主たる事業所の所在地	茨城県那珂市中台 750-5
法人種別	株式会社
代表者名	須田 祥子
電話番号	029-229-1951

2 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーションふくら愛
事業所番号	茨城県 0872600606 号
事業所の所在地	茨城県那珂市中台 750-5
電話番号	029-229-1951
緊急・夜間電話番号	090-7702-5141
通常サービス提供地域	那珂市、ひたちなか市、東海村
第三者評価受審の有無	無

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態、または要支援状態にある高齢者及び障害者に対して、適当な指定訪問介護を提供する。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・ 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、必要な介護その他の生活全般にわたる援助を行う。・ 市町村、保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 サービス内容

<基本>	<身体介護>	<生活援助>
健康チェック	・起床、就寝介助	・調理、片付け
・安否、全体状態確認	・排泄介助	・洗濯
・体温等測定	・衣類の着脱	・居住の掃除、整理整頓
環境整備	・入浴介助	・買い物
・室温調整、換気	・身体の清拭、洗髪	・薬の受け取り
・室内の安全確保	・体位交換	・衣類の整理、補修
相談援助	・食事介助	・ベッドメイキング
・介護のための情報収集	・服薬確認	・代読、代筆等
・生活上の助言、情報提供	・自立支援のための見守りの援助	・その他の援助

5 従業員の禁止行為

従業員はサービスの提供にあたり、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の家族に対するサービス
利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈、植物やペットの世話
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除に値すること）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ 利用者又は家族に対しての宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

6 営業日時

営業日	月曜日～土曜日 但し、年末年始（12月30日～翌年1月3日） お盆（8月12日～8月15日）を除く
営業時間	8：30～17：30

7 事業所の職員体制

事業所の管理者	西連地 安代
---------	--------

事業所の従事者の職種	員数	勤務の態勢
管理者	1人	常勤・兼務1人
サービス提供責任者	2人	常勤・兼務2人
訪問員		常勤換算で2.5人以上

8 サービス提供責任者

サービス利用にあたってのご相談、お問い合わせ、ご要望等については下記の「サービス提供責任者」にお気軽にご連絡ください。

サービス提供責任者の氏名	西連地 安代 住谷 雅之
--------------	-----------------

9 介護支援専門員（ケアマネージャー）との連携

サービスの提供にあたり、担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。またご利用者がケアプランの変更を希望される場合は、速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）に連絡し、調整いたします。

10 衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態において、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1 1 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- ③ 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- ④ 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ⑤ サービス提供中に当該事業所従事者又は擁護者（現に擁護している家族・親戚・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ⑥ 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ⑦ やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- ⑧ 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止担当者 責任者：管理者	西連地 安代
-----------------	--------

1 2 業務継続に向けた取組の強化について

- ① 感染症等や非常災害時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

1 3 サービス料金と利用者負担額について

サービス利用料金

厚生労働大臣の定める基準に準じる。（別紙参照）

利用者負担額

サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち1割～3割の額

を事業者にお支払いいただきます。

交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費、公共交通機関を利用した場合は、その実費を請求させていただきます。

キャンセル料

サービスの利用をキャンセルする場合、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

前日までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です。

特別な理由がない場合 利用者様負担額相当額。

その他

サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は、利用者の別途負担となります。

1 4 支払い方法

利用料金（利用者負担額）は、当月1日から末日までの合計額を請求いたしますので、次の方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	翌月25日にご指定の金融機関の預金口座より自動引落によるお支払いとなります

1 5 緊急時における対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従うとともに緊急連絡先に連絡します。

利用者の主治医	氏名
	医療機関の名称
	所在地
	電話番号
緊急連絡先	氏名（利用者との続柄）
	電話番号

1.6 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

1.7 サービス提供に関する相談、苦情

- ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
- ② 相談担当者は、把握した状況を従事者とともに検討を行い、対応を決定する。
- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

苦情相談窓口	
担当	管理者 西連地 安代
電話番号	029-229-1951
受付日時	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

ひたちなか市	介護保険課	029-273-0111
那珂市	介護長寿課	029-298-1111
東海村	保険課	029-282-1711
茨城県国民健康保険団体連合会		
介護保険苦情相談室		029-301-1565